

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 全国通訳案内士</p> <p>第一節 全国通訳案内士の資格（第三条・第四条）</p> <p>第二節 全国通訳案内士試験（第五条―第十七条）</p> <p>第三節 全国通訳案内士の登録（第十八条―第二十八条）</p> <p>第四節 全国通訳案内士の業務（第二十九条―第三十四条）</p> <p>第五節 登録研修機関（第三十五条―第五十一条）</p> <p>第六節 雑則（第五十二条）</p> <p>第三章 地域通訳案内士</p> <p>第一節 地域通訳案内士育成等基本指針等（第五十三条・第五十四条）</p> <p>第二節 地域通訳案内士の資格（第五十五条・第五十六条）</p> <p>第三節 地域通訳案内士の登録（第五十七条）</p> <p>第四節 地域通訳案内士の業務（第五十八条・第五十九条）</p> <p>第五節 雑則（第六十条）</p> <p>第四章 雑則（第六十一条）</p> <p>第五章 罰則（第六十二条―第六十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 通訳案内士試験（第五条―第十七条）</p> <p>第三章 登録（第十八条―第二十八条）</p> <p>第四章 通訳案内士の業務（第二十九条―第三十四条）</p> <p>第五章 雑則（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第六章 罰則（第三十九条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。</p>

(業務)

第二条 全国通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第二章 全国通訳案内士

第一節 全国通訳案内士の資格

(資格)

第三条 全国通訳案内士試験に合格した者は、全国通訳案内士となる資格を有する。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、全国通訳案内士となる資格を有しない。

一 (略)

二 第二十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

(削る)

(削る)

(業務)

第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(資格)

第三条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。

一 (略)

二 第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

第十七条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

第十七条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第二節 全国通訳案内士試験

(試験の目的)

第五条 全国通訳案内士試験は、全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

分の日から二年を経過しないもの

五| 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に
関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において
準用する第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務
の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六| 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第
三十六条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により中
心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処
分の日から二年を経過しないもの

七| 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第八項
において準用する第三十三条第一項の規定により沖繩特例通訳案内
士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過
しないもの

八| 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十九条の
二第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定
特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日か
ら二年を経過しないもの

九| 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第六十
三条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により福島特
例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から
二年を経過しないもの

第二章 通訳案内士試験

(新設)

(試験の目的)

第五条 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

(試験の方法及び内容)

第六条 全国通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 四 (略)

五 通訳案内の実務

3 (略)

(試験の免除)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。

一 一の外国語による筆記試験に合格した者 次回の全国通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験

二 一の外国語による全国通訳案内士試験に合格した者 他の外国語による全国通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験

三 (略)

(試験の執行)

第八条 全国通訳案内士試験は、毎年一回以上、観光庁長官が行う。

(合格証書)

第九条 全国通訳案内士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(受験手数料)

第十条 全国通訳案内士試験を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、全国通訳案内士試験を受けなかった場合においても返還しない。

(試験の方法及び内容)

第六条 通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 四 (略)

(新設)

3 (略)

(試験の免除)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一 一の外国語による筆記試験に合格した者 次回の通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験

二 一の外国語による通訳案内士試験に合格した者 他の外国語による通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験

三 (略)

(試験の執行)

第八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、観光庁長官が行う。

(合格証書)

第九条 通訳案内士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(受験手数料)

第十条 通訳案内士試験を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通訳案内士試験を受けなかった場合においても返還しない。

(試験事務の代行)

第十一条 観光庁長官は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、全国通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2・3 (略)

(試験委員)

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、全国通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2・4 (略)

(不正受験者の処分)

第十五条 観光庁長官は、不正な手段により全国通訳案内士試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2・3 (略)

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるもののほか、全国通訳案内士試験に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(削る)

第三節 全国通訳案内士の登録

(登録)

第十八条 全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土

(試験事務の代行)

第十一条 観光庁長官は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2・3 (略)

(試験委員)

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2・4 (略)

(不正受験者の処分)

第十五条 観光庁長官は、不正な手段により通訳案内士試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2・3 (略)

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士試験に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三章 登録

(新設)

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定

交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(全国通訳案内士登録簿)

第十九条 全国通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 (略)

2 前項の登録申請書には、全国通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者(以下「申請者」という。)が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 (略)

(全国通訳案内士登録証)

第二十二条 都道府県知事は、全国通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した全国通訳案内士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三条 全国通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 全国通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 (略)

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者(以下「申請者」という。)が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 (略)

(通訳案内士登録証)

第二十二条 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三条 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第二十四条 全国通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

(削る)

(削る)

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により全国通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、その登録を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第二十六条 都道府県知事は、全国通訳案内士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(全国通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、全国通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、全国通訳案内士の登録に関

第二十四条 通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第二十五条 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 (略)

四 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(新設)

第二十六条 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関し必

し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(削る)

第四節 全国通訳案内士の業務

(登録証の提示等)

第二十九条 全国通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

2 全国通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、全国通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

(研修)

第三十条 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が実施する通訳案内に関する研修(以下「通訳案内研修」という。)を受けなければならない。

2 前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(禁止行為)

第三十一条 全国通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 三 (略)

第三十二条 全国通訳案内士は、前条に規定するもののほか、全国通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章 通訳案内士の業務

(新設)

(登録証の提示等)

第二十九条 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

2 通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

(新設)

(禁止行為)

第三十条 通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 三 (略)

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第三十三条 全国通訳案内士は、第三十条第一項に定めるもののほか、外国語に関する講習を受講することその他の全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(削る)

(報告)

第三十四条 都道府県知事は、全国通訳案内士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

(削る)

(知識及び能力の維持向上)

第三十二条 通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第三十三条 通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 業務の禁止

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項各号に掲げる処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告)

第三十四条 都道府県知事は、通訳案内士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

第五章 雑則

第五節 登録研修機関

(登録研修機関の登録)

第三十五条 第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(新設)

(欠格条項)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

(新設)

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第三十七条 観光庁長官は、第三十五条の規定により登録を申請した者の行う通訳案内研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(新設)

2 第三十条第一項の登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第三十八条 第三十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修業務の実施に係る義務)

第三十九条 登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十条 登録研修機関は、第三十七条第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第四十一条 登録研修機関は、研修業務に関する規程(次項において「研修業務規程」という。)を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、通訳案内研修の実施方法、通訳案内研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第四十二条 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あら

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

はじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならぬ。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十三条 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第四十四条 観光庁長官は、登録研修機関が第三十七条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる

(新設)

(新設)

（改善命令）

第四十五条 観光庁長官は、登録研修機関が第三十九条の規定に違反しているとき、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は通訳案内研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十六条 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十条から第四十二条まで、第四十三条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第三十条第一項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十七条 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第四十八条 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(立入検査)

第四十九条 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(観光庁長官による研修業務の実施)

第五十条 観光庁長官は、第三十条第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十二条の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

3 第一項の規定により観光庁長官が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(公示)

第五十一条 観光庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 第三十条第一項の登録をしたとき。
- 二 第四十条又は第四十二条の規定による届出があつたとき。
- 三 第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第六節 雑則

(削る)

(削る)

(名称の使用制限)

第五十二条 全国通訳案内士でない者は、全国通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(新設)

(通訳案内士の団体)

- 第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、観光庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。
 - 3 観光庁長官は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称の使用制限)

第三十七条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(経過措置)

(削る)

第三章 地域通訳案内士

第一節 地域通訳案内士育成等基本指針等

(地域通訳案内士育成等基本指針)

第五十三条 国土交通大臣は、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用(以下「地域通訳案内士の育成等」という。)を図ることにより、地域通訳案内士が全国通訳案内士と連携して地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応することができるよう、地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針(以下「地域通訳案内士育成等基本指針」という。)を定めなければならない。

2 地域通訳案内士育成等基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画の作成について指針となるべき事項

三 その他地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域通訳案内士育成等基本指針を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、地域通訳案内士育成等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地域通訳案内士育成等計画)

第五十四条 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等基本指針に

第三十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、地域通訳案内士の育成等を図るための計画（以下「地域通訳案内士育成等計画」という。）を定めることができる。
- 2 地域通訳案内士育成等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）
 - 二 地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項
 - 三 二以上の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を定める場合にあつては、第五十七条において読み替えて準用する第十九条の地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県
 - 四 前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に關し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項
- 3 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。
- 4 観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。
- 一 地域通訳案内士育成等基本指針に適合するものであること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 6 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を変更しようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(資格)

第二節 地域通訳案内士の資格

(新設)

第五十五条 前条第三項の同意を得た市町村又は都道府県が行う当該同意に係る地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域通訳案内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有する。

(新設)

(欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。

(新設)

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第二十五条(次条において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

第三節 地域通訳案内士の登録

(新設)

第五十七条 前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「全国通訳案内士登録簿」とあるのは「地域通訳案内士登録簿」と、第十九条中「都道府県」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県(当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、当該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた同条第二項第三号に規定する一の市町村又は都道府県。以下この節において同じ。)」と、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と、第二十二条(見出しを含む。)中「全国通訳案内士登録証」とあるのは「地域通訳案内士登録証」と、第二十五条第三項中「第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二

(新設)

「条」とあるのは「第五十八条又は第五十九条において準用する第二十九条第一項若しくは第二項、第三十一条若しくは第三十二条」と読み替えるものとする。

第四節 地域通訳案内士の業務

(名称表示の場合の義務)

第五十八条 地域通訳案内士は、その業務に関して地域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域通訳案内士業務区域を明示してするものとし、当該地域通訳案内士業務区域以外の区域を表示してはならない。

(準用)

第五十九条 前章第四節(第三十条を除く。)の規定は、地域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県(当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、当該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた同条第二項第三号に規定する一の市町村又は都道府県。次条において同じ。)」の長」と、第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と読み替えるものとする。

第五節 雑則

(名称の使用制限)

第六十条 地域通訳案内士でない者は、地域通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第四章 雑則

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(経過措置)

第六十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反した者
- 二 第四十六条の規定による研修業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員

第六十三条 偽りその他不正の手段により全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

- (削る)
- (削る)
- (削る)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、全国通訳案内士の名称を使用したもの
- 二 第三十一条（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第三十四条（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(新設)

第六章 罰則

第三十九条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- (新設)
- (新設)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けた者
- 二 第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 三 第三十六条の規定に違反した者

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

- 一 第三十条の規定に違反した者
- 二 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 四 第五十二条の規定に違反した者
- 五 第五十七条において準用する第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域通訳案内士の名称を使用したもの
- 六 第五十八条の規定に違反した者
- 七 第六十条の規定に違反した者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止したとき。
- 二 第四十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第四十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第四十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十六条 第四十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(削る)

第六十七条 第二十九条第一項又は第二項（これらの規定を第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

- 三 第三十七条の規定に違反した者
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十二条 第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第三十七条関係）

科目	講師
<p>一 この法律その他の関係法令に関する科目</p>	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民法法学若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>二 実務に関する科目</p>	<p>一 全国通訳案内士試験に合格した者であつて、全国通訳案内士の業務に五年以上従事した経験を有するもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

（新設）